

〔平成22年 5月20日財務・施設環境委員会了承〕
〔平成22年 6月 2日学長決定〕

鹿屋体育大学施設整備マスタープラン

1. 施設に関する整備のマスタープラン策定の趣旨

国立大学法人鹿屋体育大学は、健全な身体と調和・共生の精神を併せ持つ人材の育成に必要不可欠なスポーツ・身体運動を通じて、創造性とバイタリティに富む有為の人材を輩出するとともに、スポーツ科学・体育学領域における学術・文化の発展と国民の健康増進に貢献し、もって健全で明るく活力に満ちた社会の形成に寄与することを基本理念としている。このため、教育面では、スポーツ・健康に関する理論と実践による質の高い教育と、充実した教養教育・専門教育を実施し、豊かな教養、確かな学力、優れた技能、果敢な行動力を備え、個性に溢れ、人間的魅力に満ちた高度な専門職業人の育成を目標とし、研究面では、スポーツ・身体運動による健康づくり及び競技力の向上に関する分野での実践的・先進的・創造的な研究を推進するとともに、人文・社会・自然科学の諸領域にまたがる体育学の特性を活かして、総合的・学際的・実践的領域での研究を推進を目的とする。さらに、教育研究の成果を広く発信するとともに、開かれた大学として、生涯学習の機会の提供、教育研究資源の開放、社会との多様な連携を推進し、スポーツ・身体運動による健康づくりとスポーツ文化の向上に貢献する。

施設整備に関するマスタープランは、こうした大学の理念や目的の効率的達成、具体的には、「国立大学法人鹿屋体育大学の中期計画」達成のために、計画的に施設を整備していくための指針であり、既存の教育、研究施設及び体育施設の有効活用を全学的視点に立って推進し、国立大学法人としての新しい役割も勘案しつつ、教育、研究施設及び体育施設の整備を進めることを基本とする。

2. 施設整備に関するこれまでの取り組み

・施設整備に関するこれまでの考え方

(1)教育施設及び体育施設

本学における人材養成理念は、学部レベルでは、競技スポーツ、生涯スポーツ・健康づくりの分野において、理論と実践とを連結する能力を有し、かつ人間的な魅力に満ちた指導者になりうる人材を養成することであり、大学院レベルでは、修士課程において、スポーツや身体運動を通して、国民が健康で幸福を享受できる社会の構築に貢献する専門的・実践的な能力の養成及び職業人として中核的な役割を担う人材、博士後期課程において、体育学に関する最先端の研究活動を推進するとともに、スポーツや身体運動を通して、国民が健康で幸福を享受できる社会の構築に貢献する高度な専門的能力を有する人材をそれぞれ養成することであり、こうした人材養成理念を実現するため、必要不可欠な教育施設及び体育施設の整備を逐次進めてきたところである。

(2)研究施設

人材養成目的を達成する教育のバックグラウンドとしての研究にとどまらず、国立唯一の体育大学として、体育・スポーツ、武道及び健康に関する独創的・先端的・実践的・総合的な学術研究を進め、体育・スポーツ分野の研究における存在感を高めるとともに、内外の研究機関や社会との研究交流の拠点となるべく、このために必要となる研究施設について、その整備を逐次進めてきたところである。

(3)その他教育研究支援施設等

教育研究を支援し学生サ・ビス向上に資する施設及び管理運営の施設等の整備を逐次進めてきたところである。

・施設整備に関するこれまでの取組

教育・研究施設は48,694㎡整備されたが、その内約30,000㎡は大学創設時に整備されたものであり、整備後26年～24年経過しているため、コンクリート外壁、屋上防水及び金属部の老朽化が一部進行している。又創設以降設置した空調機の老朽化及び空調機が整備されてない講義室等、これらの老朽改修・整備及び学生寄宿舍における共用部分の改修を計ってきた。屋外体育施設においては、老朽化が進行し又損傷が早いため創設後10年経過した平成5～9年にかけて、陸上競技場ウレタン舗装サッカー場芝舗装等を改修整備してきた。

3．施設整備に関する今後の基本方針

(1)既存施設の適切な維持管理

既存教育研究・体育施設について、良好な状態が保たれるよう、計画的かつ適切に維持管理を行う。体育大学の特質を踏まえ、安全性と利用者の健康に最大限の配慮をする。

(2)既存施設における施設マネジメントの徹底と必要な改修の推進

実験室・研究室・講義室等

人材養成の質向上や、卒業・修了後の進路開拓等に資する施設マネジメント等
学部学生・研究科院生の増加に対応する教育研究指導の質的向上、卒業了後の進路開拓、キャリア形成等の業務遂行に必要なスペース確保のための再配置や必要な改修。

現在及び将来の研究動向を見据えた、独創的・先端的・実践的・総合的な学術研究を支援する施設マネジメント等

共同研究の推進、研究施設の学内共同利用、若手研究者の養成、研究室の効率的利活用の推進等に必要なスペース確保のための再配置や必要な改修と課金制度の拡充等

新しい二・ズへの対応や大学の戦略的取組に向けた施設マネジメント等

さらなる競技力の向上、学生のキャリア形成支援、地域との連携・協力の強化や大学のイメージ向上等、大学の戦略的取組に向けた施設の改修等

体育施設

利用学生の安全性確保等のための施設改修

体育大学の特質を踏まえた利用学生の安全、健康及び適切な利用環境の維持、向上を計るための改修整備

現在及び将来のスポーツ動向等を展望した改修整備

現在及び将来のスポーツに関する動向を見据えた施設の改修や、競技力の向上、課外活動の充実、社会連携等の地域二・ズに適切に対応するための改修等

(3)国立大学法人としての戦略的な新しい取組に必要な施設の整備

国立大学法人として、地域・社会連携やスポーツ・健康・環境問題などに関する戦略的な新しい取組に必要となる施設について、様々な整備手法を検討・工夫して整備する。

4．具体的な教育研究施設の整備に向けた取組（特に整備財源について）

(1)具体的な既存施設の維持管理及び改修整備等

具体的な整備計画については、基本的な整備方針に従い、学内の要望も踏まえつつ、学長が決定する。

(2)整備財源について

学内予算として「施設等維持管理費等」、「重点プロジェクト事業経費(重点環境整備費)」、「予備費各予算の執行残等を含む」及び「教育研究環境整備積立金(目的積立金)」によりつつ、国の「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」に沿う老朽・狭隘施設で、整備改修費が25,000千円以上の施設整備については、施設整備費補助金(施設整備事業)で要求

する。また、学内予算では措置し難い 25,000 千円以下の施設整備については、財務・経営センタ - 施設費交付事業費(営繕事業)で要求する。

又、補助金と併せたマッチング財源の獲得及び補助金以外の財源の確保等、新たな財源の確保について努力する。その他の新しい整備手法^(注1)について鋭意検討を進める。

(注1)

新しい整備手法(体育関係団体からの支援・地方公共団体との連携事業・N E D O等の機関補助・民間企業からの寄付活用)による施設整備の促進。

5. 平成22年度施設整備計画について

以上のような基本の方針に基づき、平成22年度においては、教育研究施設及び体育施設の老朽再生、機能確保を中心に、学内予算の確保及び施設整備費補助金の概算要求及び営繕要求事業により、それぞれ次の施設について整備を予定する。

【学内経費】

1) 重点プロジェクト事業経費(重点環境整備費)

[Redacted]

2) 教育研究環境整備積立金(目的積立金)

[Redacted]

【施設整備費補助金(施設整備事業要求)】 新しい整備手法による施設整備の促進を含む。

[Redacted]

[Redacted]

平成 21 年度施設整備費補助金(第1次補正)で、(白水)太陽光発電設備が予算措置され整備を行った。

【施設費交付事業費(営繕事業要求)/財務・経営センタ - 】

[Redacted]

6. 平成22年度以降の施設整備計画について

平成22年度以降の施設整備計画は、別紙の「施設整備年次計画表」による。各年度における具体的な整備については、当該年度の予算措置の状況により計画に遅れやずれが生じるため、年度初めに必要性・緊急性を再確認の上、当該年度の概算要求方針を踏まえつつ具体的な案件を決定する。